

令和7(2025)年度諮問（個）第1号  
答申（個）第34号

「交通事故に係る記録文書に記載された保有個人情報の部分  
開示決定に係る審査請求に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会



## **第1 審査会の結論**

栃木県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報開示決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

## **第2 質問事案の概要**

### **1 保有個人情報の開示請求**

#### **(1) 保有個人情報開示請求書の提出**

審査請求人は、実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により令和6（2024）年10月18日付けで次のとおり保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### **(2) 本件開示請求の内容**

交通事故証明書における宇都宮中央署第〇〇号  
令和〇年〇月〇日に発生した事故

### **2 本件開示請求に対する実施機関の処分**

実施機関は、本件開示請求に対して、令和〇（〇〇）年〇月〇日付け物件事故報告書（以下「報告書」という。）に記録されている保有個人情報を特定し、令和6（2024）年11月15日付けで法第82条第1項の規定により本件処分を行った。

### **3 審査請求**

審査請求人は、本件処分を不服として、栃木県公安委員会（以下「審査庁」という。）に対し、令和7（2025）年2月17日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。

### **4 質問**

審査庁は、本件審査請求について、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき、令和7（2025）年4月21日付けで栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に質問した。

## **第3 審査請求人の主張要旨**

### **1 審査請求の趣旨**

本件処分を取り消し、不開示部分を全て開示するとの裁決を求める。

### **2 審査請求の理由等**

法第78条第1項第2号にはただし書があり、同号イの「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されてい

る情報」に該当する場合には、開示すると解釈できる。

本件は交通事故ということで、相手方の氏名・住所はもちろんのこと職業・勤務先においても、被害者が当然知ることができる情報であり、事故後の示談交渉等における有力な情報となるものである。

したがって、報告書の「職業・勤務先」の不開示は、条文上不適切である。

また、報告書の第一当事者の「運転免許」、「処理区分」、「身柄措置」においても、被害者として当然承知しておかしくない情報と考える。

現に、事故後にお互いの免許証番号等を控えることは、現場でも通常あることであり、報告書の「処理区分」、「身柄措置」においても同様に、全くの第三者でない事故の当事者であることを考えると、知っておかしくない情報である。

報告書の備考欄の「事故概要（略図）」については、法第78条第1項第5号を不開示理由としているが、前述のとおり事故当事者として当然知り得る情報であり、いわゆる公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報とは思えない。

上記以外の報告書の不開示部分として、警部補以下の職員の氏名及び印影が請求者以外の個人情報かつ公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報としているが、事故当事者としてみれば警察官がどういった人物であるか知っておかしくない情報である。

## 第4 実施機関の主張要旨

### 1 第一当事者の個人情報欄の不開示理由について

報告書における第一当事者の個人情報欄は、法第78条第1項第2号を根拠として不開示としている。同号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがある情報を不開示情報とし、例外的に同号ただし書において、「イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当する場合であっても、開

示しなければならない旨規定している。

当該「第一当事者の個人情報欄」については、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であって、法第78条第1項第2号の開示請求者以外の個人に関する情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しないことから不開示としたものである。

## 2 「備考」欄の事故概要（略図）について

報告書における「備考」欄の事故概要（略図）は、法第78条第1項第5号を根拠として不開示としている。同号は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示情報と定めている。犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性が認められることから、この情報に該当するか否かについては、実施機関の第一次的な判断が尊重されるとの趣旨であると解されている。

一般的に犯罪捜査とは、各種情報から捜査の端緒を取得し、これに基づきあらゆる捜査手法等を駆使して証拠を発見、収集、保全することによって犯罪性の判断等を行うものである。

当該「備考」欄の事故概要（略図）には、交通事故捜査の過程で収集した情報から、犯罪性があるかどうかの判断に必要な着眼点や交通事故関係者からの事情聴取により判明した事項を、現場臨場した警察官が総合的に判断した結果等が記録されており、また、後日、当事者から診断書が提出される場合や当事者に違反行為がある場合など、事情の変化が生じた場合には、改めて実況見分、関係者に対する取調べ等、必要な捜査を行い、事件を検察庁に送致することになるが、これらの情報は、その際の基礎資料となるものである。

したがって、これらの情報を開示することにより、捜査の初期段階における捜査の着眼点、捜査方針等が明らかとなり、交通事故の関係者等が交通事故発生原因等について自ら正当化するなどの対抗措置を企図するなど、当事者からの真の供述が得られにくくなり、真相の究明が困難になるなど、将来的な捜査活動に支障が生じ、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められ、法第78条第1項第5号に該当することから、不開示としたものである。

## 3 警部補以下の警察職員の氏名及び印影部分

報告書における警部補以下の警察職員の氏名及び印影部分については、上記1同様、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であつて、法第78条第1項第2号の開示請求者以外の個人に関する情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

また、開示することにより、捜査、取締り等の職務に直接現場で従事する警察職員が識別されることになり、その結果、当該職員が職務に従事する際、報復等の危険にさらされるなど、当該職員等の生命又は身体に危害が加えられるおそれを否定できず、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法第78条第1項第5号にも該当する。

以上のとおり、法第78条第1項第2号及び第5号の不開示情報に該当することから不開示としたものである。

#### 4 結論

したがって、本件処分は法令等の根拠に従って行われた適法かつ妥当な処分である。

### 第5 審査会の判断

#### 1 判断に当たっての基本的な考え方

- (1) 法は、個人情報を取り扱う行政機関等が遵守すべき義務等を定めることにより個人の権利利益を保護することを目的の1つとし、行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求する権利を明らかにしている。
- (2) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条は、「行政庁の処分に不服がある者は、（略）審査請求をすることができる。」と規定しており、審査請求の対象は、「行政庁の処分」である。

「行政庁の処分」とは、「逐条解説行政不服審査法（総務省行政管理局）」によれば「行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいう」ものであり、本件審査請求では、保有個人情報開示請求に対して「部分開示決定」を行った本件処分がこれに該当し、審査請求の対象である。

したがって、本件処分以外を審査請求の対象とすることはできず、審査会の審査事項も本件処分の違法性及び不当性の判断に限られる。

- (3) 審査会は、(1)の基本的な考え方立って保有個人情報の開示を求める

権利が侵害されることのないよう法を解釈し、及び(2)の審査請求の対象となる処分の規定を踏まえて本件諮詢事案を調査審議し、以下のとおり判断するものである。

## 2 本件処分の妥当性について

報告書の不開示部分について、審査会においてインカメラ審理を行った結果、不開示部分の妥当性について以下のとおり判断する。

### (1) 第一当事者に関する個人情報欄について

第一当事者に関する個人情報欄には、物件事故の当事者となった審査請求人以外の個人に関する情報が記載されていることが認められ、また、当該第一当事者に関する個人情報欄において実施機関が不開示とした、物件事故の当事者の有する運転免許証の種類が記載されている「運転免許」欄、物件事故の当事者の処理状況が選択式で記載されている「処理区分」欄、物件事故の当事者の拘束の有無等が選択式で記載されている「身柄措置」欄及び当事者の就労の有無等が記載されている「職業勤務先・1当・職業」欄について、いずれの欄にも物件事故の当事者となった審査請求人以外の個人に関する情報が記載されていることが認められることから、これらの情報は法第78条第1項第2号に該当する。

なお、審査請求人は、物件事故の当事者・被害者としてこれらの情報は当然承知しておくものであるから、法第78条第1項第2号イに該当し、開示すべきであると主張するが、実施機関が不開示としたこれらの情報は、同号イにいう「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」とは認められない。

したがって、法第78条第1項第2号に該当し、不開示は妥当である。

### (2) 「備考」欄の「事故概要（略図）」欄について

「備考」欄の「事故概要（略図）」欄には、物件事故の概要や現場の状況等が自由記述式で記載されていることが認められる。実施機関の主張によると、当該「事故概要（略図）」欄には、交通事故の捜査の過程で収集した情報から、犯罪性があるかどうかの判断に必要な着眼点や交通事故の関係者からの事情聴取により判明した事項について、現場で対応した警察官が総合的に判断した結果等を必要に応じて記録しておくこととされている。

そのため、現場で対応した警察官がどのようなことを記録したか、又はしなかったかを開示することで、捜査の初期段階での着眼点や方針等が明らかになり、将来の捜査活動に支障が生じるおそれがあることは否定でき

ず、当該「事故概要（略図）」欄に記載されている情報を開示することで、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、法第78条第1項第5号に該当し、不開示は妥当である。

### (3) 警部補以下の警察職員の氏名及び印影部分について

実施機関が不開示とした部分には、物件事故の対応をした警部補相当職以下の警察職員の氏名及び印影が記載されている。

実施機関の職員の氏名等については、開示請求者以外の個人に関する情報であると認められることから、これらの情報は法第78条第1項第2号に該当する。同号イに規定する「慣行として開示請求者が知ることができ」とは、たとえ本人が当該情報を知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限りは「慣行として」には該当しないとされており、警部補相当職以下の警察職員の氏名は慣行として公表されているものではない。

また、警察行政業務の中には、規制等を行う場合の相手方となる者からの反発や反感を招く可能性がある業務も多く存在する。こうした警察行政業務の性質に鑑みると、警察職員の氏名等を公開することにより、警察組織に恨みを持つ、あるいは警察活動を妨害しようとする人物や団体等が、当該警察職員の私生活を侵害することや当該職員に襲撃、工作等を行うことによって、当該職員が萎縮し業務を停滞させることにつながるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものと認められることから、法第78条第1項第5号に該当する。

したがって、法第78条第1項第2号及び第5号に該当し、不開示は妥当である。

## 3 結論

以上のことから、審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 7 (2025) 年 4 月 21 日	・ 資問庁から質問書を受理
令和 7 (2025) 年 10 月 8 日 (第77回審査会第3部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ インカーメラ審理
令和 7 (2025) 年 11 月 12 日 (第78回審査会第3部会)	・ 審議

## 栃木県行政不服審査会第3部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
善 林 景 子	元栃木県県民生活部参事兼とちぎ男女共同参画センター所長	部会長職務 代理者
中 村 祐 司	国立大学法人宇都宮大学 地域デザイン科学部教授	部会長
藤 田 明 子	弁護士	
町 田 明 久	株式会社下野新聞社 常務取締役統括	

(五十音順)